

申請課題名：大気環境の改善に向けた施策に関する調査研究

調査研究代表者名：一般社団法人環境情報科学センター

1 評価項目

5点：大変優れている(A判定) 4点：優れている(B判定) 3点：普通(C判定) 2点：やや劣っている(D判定) 1点：劣っている(E判定)

	5点	4点	3点	2点	1点	平均点
(2) 研究成果目標の達成度	0人	2人	1人	1人	0人	3.25
(3) 研究計画の妥当性	1人	1人	2人	0人	0人	3.75
個別評価(第3評価):(2)(3)の平均						3.50
(6) 総合評価(第2評価)	0人	2人	1人	1人	0人	3.25
全体評価(第1評価):(2)(3)(6)の平均						3.42

2 記述評価

<講評>

・当初の計画に従って調査が実施されており、米国、EUでの取り組み状況が概ね把握出来た。

・調査全体にわたって、今後のわが国の大気環境の改善、とりわけ光化学オキシダントやVOC、PM2.5の低減対策に資するべく、より一層の具体的な内容が求められる。

・2019年度と2020年度の2か年にわたる研究計画は、業務量の配分から見ると概ね妥当と考えられる。また、わが国の大気汚染対策の残された課題である、O₃とPM2.5の環境基準の設定とその達成については、米国の行政動向がもっとも参考になるため、初年度の調査の大方を米国に関する情報収集に費やしたことも納得できる。

・2019年度事業の目標達成度という点で見ると、行政展開の背景事情への踏み込みがやや浅いのではないかと、それが2年度目の調査取り纏め段階で、支障が生じないかと気にかかる。例えば、表1に掲げたO₃の環境基準改正の経緯(背景)を知ることは重要である。オゾンの環境基準は当初1970年台に設定され、1997年の値は改正値であろう。また、1997年、2008年及び2015年の改正は、どのような科学的根拠(公衆衛生学的根拠)に基づいて行われたかを把握する必要がある。改正の根拠はEPAがパブリックコメントを求めた際の文書として公表されていないかを確認してほしい。1997年は世界で初めて米国で、PM2.5の環境基準が設定された年でもあるので、両環境基準の関係性にも留意する必要がある。(わが国の環境基準の運用とも関連してくる可能性がある。)ほかにも、行政のアクションには必ず根拠があるはずなので、それを見落とさないように注意することが重要である。

・「今後の提言(案)」は、ある意味では当たり前のことが記載されており、この提言(案)に記載されていることを我が国で進めるにはどうしたら良いか、といった視点から来年度調査を進めて頂きたい。

<次年度検討事項>

・米国でSIPの目標を達成出来なかった州政府、EU指令基準を達成できなかった加盟国への罰則の適用例や内容の調査。

・米国やEU諸国等での大気汚染モニタリング濃度のトレンドと大気汚染発生量(対策の効果)との関連性を示すデータや論文の調査。

・日本においても環境基準値やモニタリングデータの評価方法の見直しが必要であるため、米国における環境基準の見直しプロセスや基準値変更の根拠等の把握。

・中国でPM2.5の年平均濃度が低減している季節の把握。

・光化学オゾンの濃度が中国各地の測定局で増加しているが、夏季のPM2.5の濃度トレンドの調査。

・中国、日本でのPM2.5の年平均濃度は低減しているが、韓国では増加しているとの聞いているため、実態・原因(理由)の調査。

・韓国での光化学オゾンのトレンドの調査。

・メキシコでは、最近再び光化学オゾンの高濃度が出ているようであるため、実態・原因(理由)の調査。

・米国のカリフォルニア州における移動発生源に関わる対策のうち注目されているZeroEmissionVehicleProgramや重量車(HeavyDutyVehicle)の排出ガス規制の強化についての追加調査。

・環境省に設置されている微小粒子状物質等専門委員会、自動車排出ガス専門委員会の活動状況と課題、環境基準を超える地域を対象とする自動車NO_x・PM法の進捗状況についての調査・言及。

・地方公共団体の対策内容(単にメニューではなく、対策効果に関する情報の調査)。

・インセンティブプログラムの他地域事例の調査。

・削減対策を策定する上で、必要な排出削減量をどのような考え方・方法で排出セクターに割り振り、その削減に向けて排出者側とどのように合意形成を図っていくかという視点での情報収集。

・日本の大気環境行政は米国に比べて体制的に脆弱と考えられるが、それをどのようにカバーするか欧州も参考にしつつ検討。